

平成 29 年 4 月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

平成 29 年 4 月 26 日（水）

午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

小値賀町役場 2 階第 1 会議室

小値賀町農業委員会

1. 開催日時：平成 29 年 4 月 26 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
2. 開催場所：小値賀町役場 2 階第 1 会議室
3. 出席委員：（16 人）

会長			松口政之		
会長職務代理者	1 番		松山多作		
委員	2 番	近藤良治	3 番	辻勉	4 番（欠員）
	5 番	吉田英章	6 番	宮崎幸二	7 番 迎広子
	8 番	土川浩子	9 番	北野長義	10 番 下山勝宏
	11 番	筒井正美	12 番	近藤茂樹	13 番 吉永信義
	14 番	大久保勉	15 番	小崎八郎治	16 番 木村吉照
	17 番	前田猛			

4. 欠席委員： 5 番 吉田英章委員

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について 6 番 宮崎幸二委員 7 番 迎広子委員
- 第 2 議案第 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定の基づく所有権移転について
- 第 3 議案第 7 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号に基づく農地転用の届出について
- 第 4 議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可申請について
- 第 5 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について
- 第 6 その他
 - ・平成 29 年 5 月の予定について
 - ・その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 慶幸
書記 岩坪 百合

7. 議事参与制限 7 番 土川浩子委員（議案第 6 号）
12 番 近藤茂樹委員（議案第 8 号）

8. 会議の概要

事務局長： 皆さん、こんにちは。

全委員： こんにちは。

事務局長： 定刻となりましたので、ただいまより平成29年4月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。

本日の欠席委員は吉田委員1名です。出席委員は16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会長にあいさつをお願いいたします。

松口会長： 皆さん、こんにちは。

全委員： こんにちは。

松口会長： 田植えも、皆さん終わったことかと思えます。3月末から4月上旬まで雨が少なく、畑灌の水を利用して田んぼを作った方もいるかと思えます。また、イノシシがあちらこちらと出回っているようです。農林係の方で、電気牧柵の貸し付けの申し込みも行ってあります。購入についての補助申請も行ってあります。補助があるうちに、一つでも購入したり、団地辺りも、みんなで協力して購入すると安くで買えるかと思えますので、そういうのも今後考えていただきたいと思えます。それでは始めたいと思えます。

日程第1 会議録署名委員の指名について、議題とします。私に一任できますでしょうか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。6番 宮崎幸二委員、7番 迎広子委員にお願いします。

続きまして、日程第2 議案第6号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

岩坪書記： 日程第2 議案第6号、農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転については、農業委員会等に関する法律第31条の規定の参与制限にかかりますので、土川浩子委員は退席をお願いします。

<土川委員 退席>

岩坪書記： それでは、議案第6号について説明いたします。

農地の所在は、柳郷字長崎◇◇◇番◇、地目は畑で、面積は◇◇◇㎡です。現地写真につきましては、3月総会の現場視察の折に見ていただいたとおりですので、割愛させていただきます。

譲渡人は笛吹郷の○○○○さん63歳で、譲受人は柳郷の●●●●さん60歳です。譲り受け前の耕作面積は51,911㎡、譲受面積は573㎡、譲受後の耕作面積は52,484㎡で、譲受の理由は売買による農業経営の規模拡大です。本議案につきましては、譲受人は下限面積もクリアしており、また、その他の農地法第3条第2項各号の規定には、該当しないと思われるので、事務局としては許可相当かと思われます。以上で説明を終わります。

松口会長： 事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。担当の柳地区、木村委員は何かありませんか。

木村委員： 前回、皆様と現場確認をしていただきましたが、特に問題はないかと思います。皆様方の審議をよろしく願いいたします。

松口会長： 皆様方から、何かご意見はありませんか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。許可することにいたします。

<土川委員 入室>

松口会長： 続きまして、日程第3 議案第7号 農地法第4条第1項第8号に基づく農地転用の届出についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

岩坪書記： それでは、議案第7号について説明いたします。

申請地の所在は、前方郷字相津ノ迎◇◇◇◇番◇の畑、面積は◇◇◇m²です。転用面積は110.96 m²で、届出人は相津の□□□□さんです。

転用の目的は、農業用の資器材を保管するための倉庫建設で、幅 5.1m 長さ 8.1m の倉庫を建設するそうです。

200 m²未満の農業用施設への転用は、農地法第4条第1項第8号で謳われており、県知事の許可は不要であり、農業委員会への届け出のみで良いことになっています。今回の転用は転用面積 110.96 m²で小規模であるため、県への許可不要案件にあたり、農業委員会への届け出のみとなります。

また、農用地区域の変更手続きについては、農業振興地域内の農用地には指定されていないので不要です。以上で説明を終わります。

松口会長： 事務局から説明がありましたが、この件について地元の委員さんから何かありますか。

近藤茂樹委員： 私も現場確認をしましたが、特に問題はないかと思います。

松口会長： 今、建っている倉庫を移動させるという話は、本人から聞いております。倉庫の中には、乾燥機やトラクターが入っているので、完全な農用倉庫で間違いありません。皆様方から、何かご意見はありませんか。その他、ご異議はございませんか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。許可することにいたします。

続きまして、日程第4 議案第8号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

岩坪書記： 日程第4 議案第8号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請については、農業委員会等に関する法律第31条の規定の参与制限にかかりますので、近藤茂樹委員は退席をお願いします。

<近藤茂樹委員 退席>

岩坪書記： それでは、議案第8号について説明いたします。

転用地の所在は、前方郷字大坂◇◇◇◇番◇、地目は畑で転用面積が◇◇◇㎡、建築面積が258㎡です。譲渡人は前方郷の■■■■さん、譲受人は前方郷の△△△△さんです。農業用倉庫を新築したいということです。

2枚目をご覧ください。字図で場所を示しております。色を塗っているところが対象地で、南側に自己所有農地があり、西側には▲▲▲▲さんの畑がありますが、被害防除計画も提出されており、周囲の農地に特に影響はないものと思われま

す。3枚目は航空写真を添付しており、4枚目は申請地の現地写真です。

最後に設計図2枚を添付しておりますが、木造平屋建てになります。

ここには載せておりませんが、必要書類としましては、転用することが確実であることがわかる資金証明書、土地登記簿の謄本、被害防除計画書はいただいております。

また、農用地区域の変更手続きについては、農業振興地域内の農用地には指定されていませんので不要です。

以上で説明を終わります。

松口会長： 事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。担当の迎委員からは何かありませんか。

迎委員： 特に問題はないかと思えます。

松口会長： 機械などを入れる倉庫がないということで、乾燥機やトラクターなどを入れる倉庫が必要と申請が上がっていますので、特に問題はないかと思っております。この件について、異議はございませんか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。許可することにいたします。

<近藤茂樹委員 入室>

松口会長： 続きまして、日程第5 報告第3号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

岩坪書記： それでは、報告第3号をご覧ください。

今回は、2件、7筆、合計面積6,389㎡の報告となります。

それぞれの内訳は報告第3号に記載のとおりとなっておりますので、内容は割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。

松口会長： 事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。

何もございませんでしたら、合意解約ということにご異議はございませんか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。

続きまして、日程第6 その他についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

岩坪書記： それではその他ですが、今回は特にありません。5月の予定はどうしますか。

松口会長： 次回の総会は、5月24日（水）でよろしいでしょうか。

全委員： はい。

事務局長： 13時30分からをお願いします。

松口会長： 共済の方から何かありませんか。

吉永委員： 特にありません。

松口会長： 土地改良区からは何かありませんか。

筒井委員： 特にありません。

事務局長： 農協からも特にないということで、よろしく願いいたします。

松口会長： 電気牧柵の購入補助の申請が5月10日からとなっておりますが、10日で締め切るのですか。

近藤委員： 展示会はいつですか。

松口会長： 6月ですが、去年は申請が遅かったです。

事務局長： 購入見込みで、申し込んでもいいかと思います。

松口会長： 購入見込みでですか？申し込むときは、領収書や添付書類がありました。

大久保委員： 話を聞けば、安ければいいという話だったのですが、絶対農協を通して見積書を書かないといけないと言われました。

松山委員： 3分の2まで4万円以下ですよ。

大久保委員： 本体は13,000円、ソーラーが6,000円、バッテリーは別で20,000円になります。それを、8万・9万円かけないといけないそうです。安いのでいいのではと言ったのですが、農協を通さないといけないそうです。今日はそう言われました。

事務局長： 理由を確認します。

吉永委員： 機種によって能力も違いますし、大規模な能力を必要とする希望者も全員とは限らないと思います。私も昨日、申請書を取りに行きましたが、申請者が多くなりそうだから最大4万円の補助金も減額されるかもしれないという説明を受けました。

松口会長： しかし、多くなるというよりも地区の会長宛に希望調査を出しています。本来なら、希望した人を優先しないといけません。それに対して町の方が予算を取りました。多くなるのはおかしいと思います。

大久保委員： 今年の春先にかけてまた被害が出たので、希望調査を行いたいということでした。

事務局長： 事情が変わったということですよ。

松口会長： しかし、なるべく個人で購入していただかないといけませんので、減額されても台数も・・・

大久保委員： 来年というわけにはいかないなので、個人で購入した方がいいかと思います。

事務局長： 基本的には、補助金の補助率を決めるときには、何%以内や、いくら以内などの予算がありますので、追加で認められない限りはその中で対応する以外はありません。きちんとした、例えば50%なら50%と約束ができないので、「以内」と書くと思います。

松口会長： 本来なら、一機に1万円と、はっきりわかります。余分に購入した分も、一つ買った分も割と平等に、機器に対しては補助が付くのでそうした方がいいかと思います。

大久保委員： しかし、連名ですので一人が代表になって購入します。

松口会長： 八反田や坂などのまとまっているところは、10人以上は人がいるので一人数千円出したら変わります。

大久保委員： 自分で自由にできるという点では、個人的に購入した方がいいかと思います。

松口会長： 草刈りを丁寧にする人もいれば、全くしない人もいますので漏電します。そういうところで個人でした方がいいのですが、連担化しているところは勿体なく思います。

大久保委員： それは、借りる方で申請しています。新しい方は間に合わないので、新規で買おうかとなっています。

松口会長： 役場はもう倉庫に入れているのですか。

事務局長： 家畜市場の倉庫に入れています。

松口会長： バッテリーなので、陽にあてて充電しないと1年間置いておくとバッテリーは使えなくなります。去年もらったのが、昼間は付きますが夜は付きませんでした。

事務局長： 以前もお話したかと思いますが、管理したりするのは国庫補助事業で購入していますので盗難されると困ります。そういう事情があるので、最初は緊急的に国庫補助事業で購入して貸し出しをしたのですが、管理にも限界がありますし、いつまでも国庫補助事業で購入が続くのも現実的ではありませんので、去年、購入補助金制度を作りました。最終的には、購入補助に完全にシフトしていく方向性であります。補助金で購入していますので、耐用年数の期間はきちんと管理しなければなりません。期間が過ぎて、補修が必要になってきて、またお金を入れて管理し続けるというよりも、グループや個人で購入していただいて、それにいくらかご支援しますという考え方にシフトしています。

松山委員： 以前に貸し出していた機種は、入札してだいぶ安くで購入できたと話を聞きました。

事務局長： 入札はしないといけません。

松山委員： 今回も、個人で購入するのもある程度機種を選定して、入札すればだいぶ安くなるかと思っています。

松口会長： 機械だけでも 30,000 円はします。

大久保委員： ソーラーパネルも、実際オークションにかけてするとだいぶします。

松山委員： おそらく、ソーラーパネルも農協あたりで購入すれば、7・8万はかかるかと思います。台数を把握して、入札にかけてみてこのくらいで入りますがどうですか、としてもらった方がいいかと思います。

事務局長： そうした場合に、事業主体がどこになるかですよ。

松口会長： 去年か一昨年に担当に尋ねてみたら、出来なくて今の補助を出します、ということになりました。

事務局長： 今、言われるように、農協が取りまとめて、農業者が事業の主体となるというようになると思います。

松口会長： まとめて購入するので安くして欲しいということではありません。入札をしなければなりません。

事務局長： 始めて2年目なので、ご指摘がありましたように考え方の見直しをする余地はあるかと思っています。

松口会長： 去年、入っていないところも今年入っています。

大久保委員： 補助対象は、機械のみですよ。

事務局長： あとは、安全性が保障された機械であればいいかと思います。

松口会長： 畑に入るだけでしたらいいのですが、土手も崩されるので田んぼは大変です。

松口会長： 他に何かありませんか。何もないようでしたら、これで総会を終わります。ありがとうございました。